

**DATE SHINKIN BANK
REPORT 2022**

2021.4.1～2022.3.31



■伊達市大滝区（三階滝） 撮影者：事務グループ 小泉さつき



理事長 館崎雄二

盛夏の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜りまして、心よりお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により困難な状況が続く中、医療従事者をはじめとする社会基盤を支えている方々に、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、ここに第73期事業年度の事業概要と決算の状況についてご報告申し上げます。

2021年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック発生から2年を経過しているながら、依然として政府によって2度の緊急事態宣言が発出されるなど、社会経済活動が制限された1年でありました。

当金庫の主要な営業地域である西胆振地方におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で人が集まるイベントが中止となり、外国人観光客も姿を消したことにより、観光業や飲食業が依然として厳しい状況にあります。また、2月からのロシアによるウクライナ軍事侵攻は建築資材や燃料等の高騰を招き、幅広い業種の企業収益への更なる悪影響が懸念されています。

金融機関を取り巻く経営環境は、アメリカ景気の回復を受けてFRBが金利の引上げに動き始めた一方で、日本銀行は超低金利政策を続ける姿勢を崩さず、資金運用には厳しい状況が続きました。

こうした中、当金庫は、2021年度から新たに「伊達信用金庫 3か年 事業計画」をスタートさせております。同計画において、お客様満足に向けた「顧客対応強化」、職員満足に向けた「職場力の向上」を2大スローガンとして掲げ、その実現に向け「課題解決支援」「お客様取引拡大」「効率的な業務運営」の3つのカテゴリーに応じた7つのアクションプランを策定のうえ、職員一丸となって取組んでおります。2021年度は、2020年度から引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先への資金繰り支援に応じながら、お取引先に寄り添う姿勢でコミュニケーションを図り、お取引先が抱える課題を把握するとともに、課題解決に向けた提案および支援を積極的に行ってまいりました。

2021年度の収益に関しましては、超低金利環境の継続により資金運用収益が減少したことに加え、振込手数料引下等の影響による役務取引等収益の減少から、当期利益が前期比22百万円減少の455百万円となりました。また、自己資本比率は、前年度末比1.03ポイント上昇し、13.22%の水準を確保いたしました。

当金庫は、厳しい金融環境の中、経営の健全性を維持するとともに、安定的な収益を確保し、着実に内部留保の蓄積を図ってまいりました。今後も、お客様に寄り添う伴走支援型金融を通じて、これまで築いてきた信頼関係の更なる強化を図り、地域に根差した事業活動を展開することで盤石な営業基盤を構築し、ひいては収益力の向上につなげてまいります。

また、西胆振地方の活性化に向けた取組みも積極的に推進し、地域に必要とされる信用金庫であり続けたいと考えております。

会員の皆様におかれましては、引き続き当金庫へのご理解と変わらぬご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、さらなるご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

Contents

ごあいさつ	1	開示債権の状況	19
Contents	2	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	20
伊達信用金庫の概要	3	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	22
伊達信用金庫の1年	5	リスク管理態勢の強化について	23
事業概況	9	反社会的勢力に対する基本方針	23
総代会について	11	法令等遵守の態勢	24
組織図・役員の紹介	13	金融ADR制度への対応	24
営業店・相談窓口・店舗外キャッシュコーナーのご案内	14	自己資本の充実の状況等について	25
商品ラインナップ	15	資料編	33
伊達信用金庫のあゆみ	17	信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧	44
伊達信用金庫3か年事業計画	18		



洞爺湖「浮見堂」 撮影：常勤理事 萬代治郎

経営理念

地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。

基本方針

お客様と地域の豊かな明日を提案します。
お客様の期待と時代の要請に応えます。
知力・活力の高揚に努め、個性を發揮します。

C S (お客様満足)
スローガン

顧客対応断トツ

E S (職員満足)
スローガン

職場力の向上



洞爺湖ロングラン花火大会 撮影：営業グループ 小田未智

伊達信用金庫の概要

(2022年3月末現在)

本店所在地：〒052-8650

北海道伊達市梅本町39番地30

TEL：0142-23-3535

設立：1949年9月20日

常勤役職員数：116人

店舗数：11店舗

(本店、支店6、出張所4)

自動機設置台数：18台

総資産：1,921億28百万円

預金量：1,725億18百万円

融資量：575億41百万円

出資金：29億92百万円

会員数：10,953人



預金関連

総預金のうち、個人預金が占める割合は75.54%となっております。

なお、当金庫で年金をお受取りの皆様を対象とした年金優遇定期預金「すこやか」をご提供しております。

また、当金庫は、西胆振1市3町の指定金融機関となっており、これら西胆振地方における預金シェアは56.56%を占めております。

※詳しくは、40頁をご参照ください。

伊達信用金庫が指定金融機関となっている地方自治体

●伊達市 ●洞爺湖町 ●豊浦町 ●壮瞥町

貸出金関連

【貸出金】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域経済の活性化および地域にお住まいの方々の暮らしに役立てるため、円滑な資金供給によりまして、地域のお客様や地域社会に還元しております。

西胆振地方における貸出金のシェアは52.49%となっております。

※詳しくは、41・42頁をご参照ください。

【貸出金以外の運用】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、できる限り地域のお客様のための貸出により運用しておりますが、残りの資金は有価証券や預け金などで運用しております。※詳しくは、43頁をご参照ください。

【支援サービス】

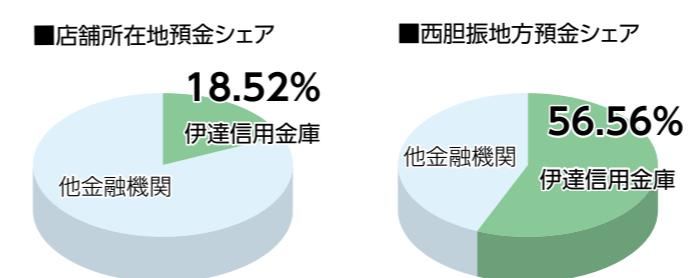
伊達信用金庫は、資金供給だけではなく、「地元の信用金庫」としてさまざまな形で西胆振地方の発展に向けた取組みを進めております。

※詳しくは、6頁をご参照ください。

お客様のご預金・出資金について

預金積金残高	1,725億円
出資金	29億円
会員数	10,953人

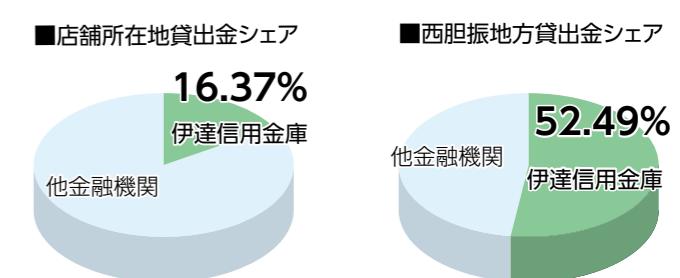
預金シェア



お客様への貸出金について

貸出金残高	575億円
預金積金残高に対する貸出金残高の割合	33.35%

貸出金シェア



2021年 4月	●第1回「アグリベーシックセミナー」の開催
5月	●手形貸付・当座貸越 特別商品「エール」の発売
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●「そうべつ町プレミアム商品券」(第2弾)の販売開始 ●「信用金庫の日」の取組み(リングブル・使用済み切手の寄贈) ●献血の実施 ●第72回通常総代会の開催 ●窓口時間を変更し昼休みの導入(4支店) ●第2回「アグリベーシックセミナー」の開催
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回「アグリベーシックセミナー」の開催 ●第4回「アグリベーシックセミナー」の開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の飲食店応援企画「ディナーデリ」週1回のペースでデリバリーし売上回復の支援
9月	●本店棟防災訓練の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●伊達信用金庫SDGs宣言 ●第5回「アグリベーシックセミナー」の開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●インターンシップ実習 (伊達開来高校生就業体験実習)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯訓練の実施 ●第6回「アグリベーシックセミナー」の開催
2022年 1月	●高齢者に対するATM利用制限の変更
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社商工組合中央金庫との業務協力契約の締結 ●本店棟防災訓練の実施

TOPICS

お客様向けサービス向上のための取組み

■手形貸付および当座貸越における特別商品「エール」の創設

お客様の資金繰りの安定化に向け、短期的な資金ニーズに応えるため、期間限定(2023年3月末まで)の特別商品「エール」を創設しました。

■しんきん保証基金保証付「無担保住宅ローン」の借入期間延長

これまで、借入期間20年以内であった、しんきん保証基金保証付「無担保住宅ローン」について、お客様の毎月の返済負担を軽減させるため、25年以内へ延長しました。

■しんきん保証基金保証付「教育プラン」の保証料率引下げ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経済活動等の正常化が見通せないことから、子育て世帯の支援策として、期間限定(2022年6月末まで)でしんきん保証基金保証付「教育プラン」の保証料率を引下げました。

■しんきん保証基金保証付「生活資金支援ローン」の取扱期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって必要となる生活資金を目的とした「生活資金支援ローン」の取扱期間を2022年9月末まで延長しました。

■2022年4月1日からの成年年齢引下げへの対応

2022年4月1日から成年年齢が満20歳から18歳へ引下げられることに伴い、職場への通勤車両の購入やキャリアアップのための学費捻出等、必要に迫られた資金の借入れを可能とするため、自動車購入資金等および教育資金について、利用可能下限年齢を満18歳へ引下げました。

地域貢献等の取組み

■ランチデリおよびディナーデリの取組み

新型コロナウイルス感染症により、売り上げが減少している地域の飲食店等を応援するため、昨年度に引き続き、職員の昼食にテイクアウトを活用する取組み(ランチデリ)に加え、今年度は、職員の夕食にテイクアウトを活用する取組み(ディナーデリ)を行いました。



■6月15日の信用金庫の日の取組み

役職員や、各店舗の窓口に設置している回収ボックスに、お客様からの善意で集まった使用済み切手を社会福祉法人伊達市社会福祉協議会様へ、同じくリンクブルを伊達身体障がい者福祉協会様へ寄贈しました。



■SDGs私募債の取組み

当金庫および社債発行企業のSDGsの達成に向けた取組みとして、信金中央金庫の「SDGs私募債」を引受しました。このSDGs私募債は、私募債発行企業が私募債発行額の0.2%以上を学校や社会福祉法人等へ寄贈品を贈呈する条件となっており、今般の私募債発行企業は本社近隣の小学校にイベント用テントを寄贈し、地域社会に貢献しました。



取引先支援に向けた取組み

■取引先企業の経費削減支援のため、ETCカード見直しによる提案実施

高速道路料金の削減というピンポイントでの経費削減支援ですが、道央情報サービス協同組合の法人向けETCカードに契約することで、高速道路料金の割引を受けられる提案を実施しています。

■取引先企業の生産性向上支援のため、リコーディジャパン(株)との業務提携

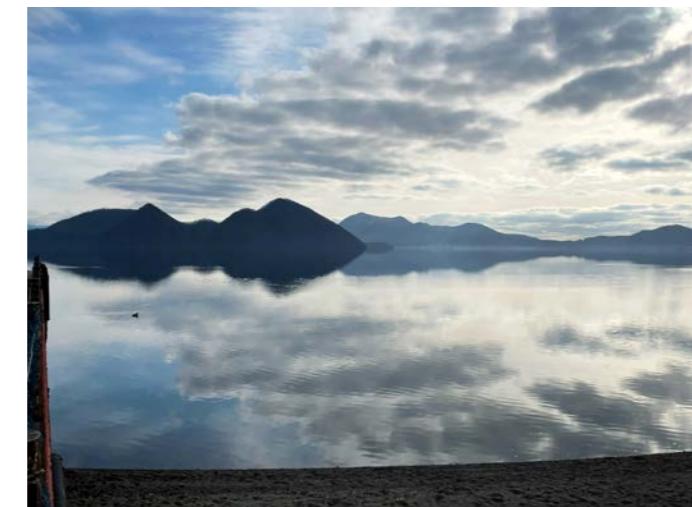
取引先企業へのITによる生産性向上支援およびIT導入補助金申請支援等を行うため、当金庫はリコーディジャパン(株)と業務提携し、それらの支援を取引先企業へ提案しています。

■取引先企業の販路拡大支援ツールの提案実施

当金庫取引先企業においては、良い商品を製造しながらも販路に苦慮している先に対して、直接商談可能なビジネスマッチング、首都圏バイヤーに対する営業支援および自社ネットショップ開設支援等、各種販路拡大支援ツールを提案しています。



サイクリングロード（伊達市館山下町） 撮影：審査グループ 小田尚記



洞爺湖 撮影：事務グループ 小泉さつき

伊達信用金庫SDGs宣言

伊達信用金庫は、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。」の経営理念のもと、地域貢献活動や地域行事への積極的な参加、地域やお客様の課題解決支援の取り組み等を通じて、国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2021年10月1日

伊達信用金庫
館 崎 雄 二

※SDGsとは（「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略称）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

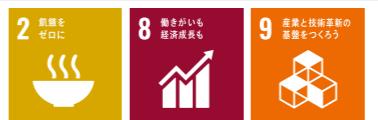


2015年9月の国連サミットにおいて採択されたもので、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットからなる、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

■伊達信用金庫の取り組みを通じた主なSDGsへの貢献

＜お客様に向けた取り組み＞

創業支援・本業支援
経営改善支援・農業支援



産官学金の連携
SDGsの普及活動



資産形成支援
ライフサポート



まちづくり
芸術文化支援



環境保全活動
ESG関連商品・投融資



就職サポート
金融教育・女性活躍推進



＜当金庫内での取り組み＞

健康経営推進



働き方改革推進
女性活躍推進
障害者雇用
能力開発



環境負荷軽減



ガバナンス



事業方針

当金庫は、2021年度から新たな「伊達信用金庫 3か年 事業計画」をスタートさせております。同計画において、お客様満足に向けた「顧客対応断トツ」、職員満足に向けた「職場力の向上」を2大スローガンとして掲げ、その実現に向け「課題解決支援」「お客様取引拡大」「効率的な業務運営」の3つのカテゴリーに応じた7つのアクションプランを策定のうえ、職員一丸となって取り組んでおります。

2021年度は、2020年度から引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先への資金繰り支援に応じながら、お取引先に寄り添う姿勢でコミュニケーションを図り、お取引先が抱える課題を把握するとともに、課題解決に向けた提案および支援を積極的に行ってまいりました。

また、外部機関とも連携を強化し、お取引先の課題解決に向けた各種サポートメニューの拡充も図っております。

金融経済環境

2021年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック発生から2年を経過しているが、依然として政府によって2度の緊急事態宣言が発出されるなど、社会経済活動が制限された1年でありました。一方で、5月にはワクチンの大規模接種が始まり、9月の緊急事態宣言が解除された以降は経済活動再開の動きが見られましたが、新たな変異株が出現するなど、現在も予断を許さない状況が続いている。

当金庫の主要な営業地域である西胆振地方におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で人が集まるイベントが中止となり、外国人観光客も姿を消したことにより、観光業や飲食業が依然として厳しい状況にあります。また、2月からのロシアによるウクライナ軍事侵攻は建築資材や燃料等の高騰を招き、幅広い業種の企業収益への更なる悪影響が懸念されています。

金融機関を取り巻く経営環境は、アメリカ景気の回復を受けてFRBが金利の引上げに動き始めた一方で、日本銀行は超低金利政策を続ける姿勢を崩さず、資金運用には厳しい状況が続きました。

業績

■預金・貸出金

2021年度末の預金残高は、前年度末比4,204百万円(+2.5%) 増加の172,518百万円となりました。

人格別では、個人が前年度末比1,692百万円(+1.4%) 増加の120,480百万円、法人等が同256百万円(△0.7%) 減少の38,374百万円、地方公共団体が同2,768百万円(+25.4%) 増加の13,663百万円となりました。

2021年度末の貸出金残高は、前年度末比2,917百万円(△4.8%) 減少の57,541百万円となりました。

人格別では、前年度に新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた取引先に対して資金繰り支援を積極的に行った反動から新規貸出金が減少したため、法人等が前年度比893百万円(△2.6%) 減少の33,628百万円、個人が同468百万円(△3.4%) 減少の13,322百万円、地方公共団体が同1,555百万円(△12.8%) 減少の10,590百万円となりました。

■損益等の状況

経常収益は、超低金利環境の継続により資金運用収益が減少したことに加え、振込手数料引下等の影響による役務取引等収益の減少から、前期比56百万円減少の1,849百万円となりました。経常費用は、物件費の減少を主要因として、同41百万円減少の1,390百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比15百万円減少の458百万円、当期純利益は同22百万円減少の455百万円となりました。

また、金融再生法に基づく不良債権額は、不良債権の回収が進んだことから、前年度末比595百万円減少の2,930百万円となりました。この結果、不良債権比率は同0.73ポイント改善して5.06%となりました。

■自己資本比率

自己資本比率は、前年度末比1.03ポイント上昇し、13.22%の水準を確保いたしました。

■事業の展望および当金庫が対処すべき課題

当金庫は、厳しい金融環境の中、経営の健全性を維持するとともに、安定的な収益を確保し、着実に内部留保の蓄積を図ってまいりました。今後も、お客様に寄り添う伴走支援型金融を通じて、これまで築いてきた信頼関係の更なる強化を図り、地域に根差した事業活動を展開することで盤石な営業基盤を構築し、ひいては収益力の向上につなげてまいります。

また、西胆振地方の活性化に向けた取組みも積極的に推進し、地域に必要とされる信用金庫であり続けたいと考えております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益(千円)	2,035,507	1,885,291	1,958,690	1,906,248	1,849,602
経常利益(千円)	568,039	339,200	493,459	474,040	458,679
当期純利益(千円)	554,868	332,477	475,651	478,148	455,303
出資総額(百万円)	3,037	3,020	3,006	3,000	2,992
普通出資額(百万円)	662	645	631	625	617
優先出資額(百万円)	1,875	1,875	1,525	1,525	1,525
その他の出資金(百万円)	500	500	850	850	850
普通出資に対する配当金(千円) (普通出資1口当たり配当金(円))	6,615 (5)	6,403 (5)	6,239 (5)	6,222 (5)	6,134 (5)
優先出資に対する配当金(千円)	43,600	43,600	36,000	27,000	27,000
普通出資総口数(千口)	1,324	1,290	1,262	1,251	1,234
優先出資総口数(千口)	565	565	150	150	150
純資産額(百万円)	6,127	6,425	6,035	6,627	6,772
総資産額(百万円)	164,088	168,850	166,777	187,592	192,128
預金積金残高(百万円)	157,344	161,656	160,132	168,313	172,518
貸出金残高(百万円)	55,185	57,374	57,079	60,459	57,541
有価証券残高(百万円)	60,664	59,359	50,919	50,569	52,550
単体自己資本比率(%)	14.86%	14.17%	12.05%	12.19%	13.22%
役員数(人)	10	9	10	8	10
うち常勤役員数(人)	5	4	5	4	6
職員数(人)	108	111	107	114	110
会員数(人)	11,947	11,722	11,449	11,232	10,953

決算期後に生じた当金庫の状況に関する重要な事実

該当ございません。

当金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券 ((5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。) の売買又は有価証券関連デリバティブ取引 (投資の目的をもつてするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券 (以下「国債証券等」という。) の引受け (売出しの目的をもつてするものを除く。) 並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務 (除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人 等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介 (内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 金庫 (信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金钱に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) 地域活性化等業務 (信用金庫法施行規則で定めるもの)
 - 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務 (上記4により行う業務を除く。)
 - 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法 (平成7年法律第105号) 第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 確定拠出年金法 (平成13年法律第88号) により行う業務
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等 (債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4) 電子記録債権法 (平成19年法律第102号) 第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

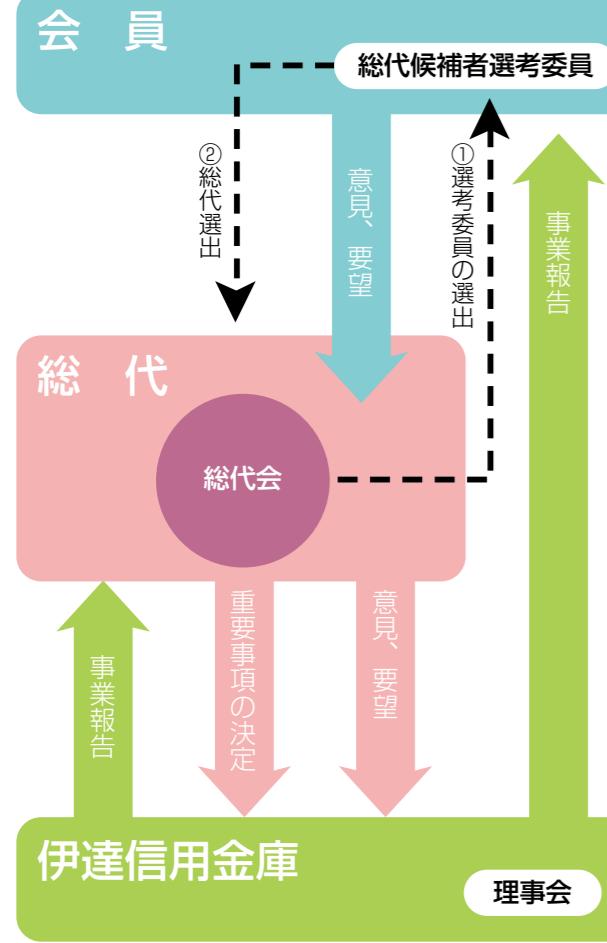
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、意見箱の店頭設置や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会のしくみ

会員



総代とその選任方法

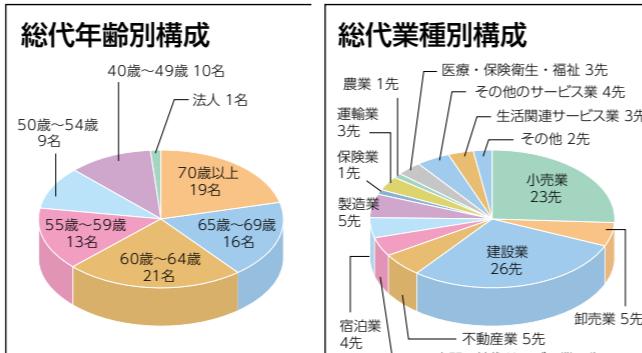
1. 総代の任期・定数

○総代の任期は3年です。
○総代の定数は、80人以上100人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
なお、2022年6月17日現在の総代数は89人で、会員数は10,953人（2022年3月末）です。

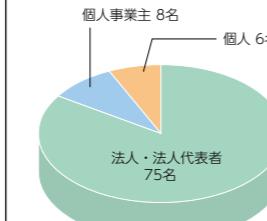
2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
なお、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。
 ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。
 (注) 総代候補者選考基準
 (1) 資格要件
 ①当金庫の会員であること
 ②就任時点で70歳未満であること
 (2) 適格要件
 ①総代としてふさわしい見識を有していること
 ②良識をもって正しい判断ができること
 ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解していること
 ④事業者の場合は、経営内容が良好であること
 ⑤その他総代選考委員が適格と認めた方であること

総代構成グラフ（年齢・業種・職業別）



総代職業別構成



(2022年6月17日第73回通常総代会終了時点)

総代が選任されるまでの流れ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会員

①総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。

②選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考する。

③総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代会

会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

第73回通常総代会の開催

2022年6月17日、第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1. 報告事項

第73期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

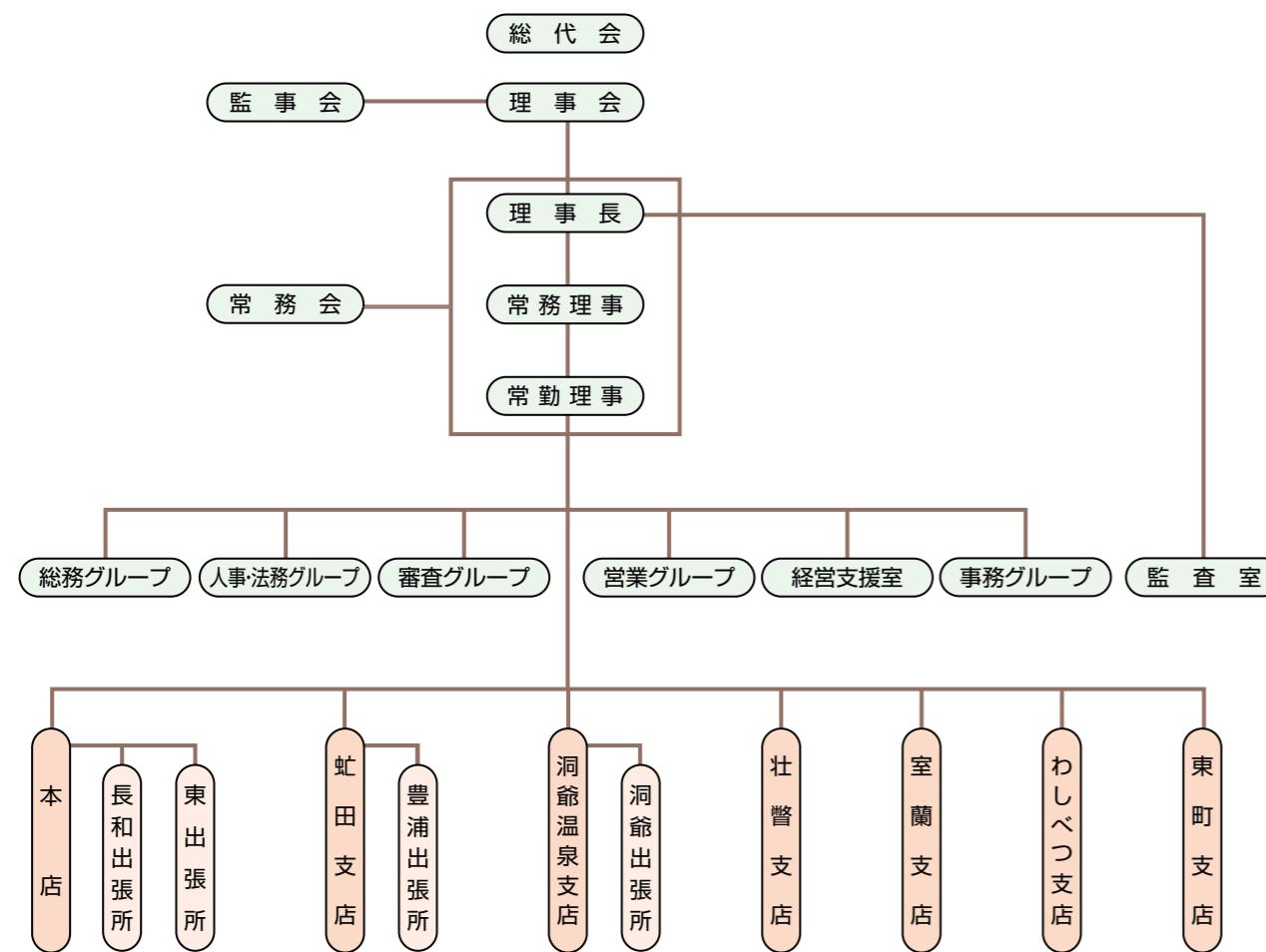
- 第1号議案 第73期剩余金処分案承認の件
- 第2号議案 優先出資の買入消却の件
- 第3号議案 会員の除名の件
- 第4号議案 定款の一部変更の件
- 第5号議案 総代候補者選考委員の選任の件

総代の氏名

※カッコ内は現総代数、氏名の後の数字は総代への就任回数 敬称略

伊達地区	定数38名（38名）	泉	鈴木 雅善（3）
伊達市 網代町	大和田康夫（7）	大磯町	川又 範計（6）
//	水上 真明（2）	栄町	宍戸 秀徳（3）
有珠町	佐藤 篤（4）	//	三好 健一（2）
梅本町	佐久間寛行（5）	高砂町	出店 正照（2）
//	中里 光成（3）	洞爺湖温泉	来栖 正光（6）
大滝区	元谷 隆（7）	//	篠原 一（4）
//	横山 敏昭（2）	//	三橋 憲二（3）
大町	早瀬 芳宏（8）	洞爺町	五十嵐篤雄（10）
北稀府町	山本 良三（6）	//	高橋 哲也（10）
末永町	笹木 学（6）	//	傳 哲也（10）
//	寿浅 雅俊（7）	//	橋本志津男（10）
//	望月 孝一（4）	本町	伊藤 善広（6）
竹原町	大矢 大介（2）	//	片岡 一之（2）
//	片岡 雄也（5）	豊浦地区	定数7名（7名）
館山下町	菊地 正一（5）	豊浦町 大岸	草野 善治（10）
長和町	後藤 寛（6）	海岸町	小坂 秀市（8）
//	三好 幸吉（8）	幸町	小川 晃司（2）
山本 勇（3）	//	高橋 浩信（8）	金丸 孝（8）
錦町	小松 幸雄（7）	船見町	矢島 安博（1）
舟岡町	木谷由紀男（2）	木谷由紀男（2）	礼文華 山下 圭一（7）
//	菅 裕一（8）	室蘭地区	定数12名（12名）
鈴木 敏則（2）	//	室蘭市 寿町（会社）	小山田享謙（2）
//	時田 由昭（2）	御前水町（会社）	松見 哲也（2）
//	福澤 祐一（3）	祝津町	酒本 久也（5）
//	山木 博孝（3）	//	福田さとし（2）
松ヶ枝町	長野 雄二（2）	牧野 康則（9）	野村 孝義（2）
//（会社）	元町 小倉 拓（2）	築地町（会社）	中島町 渡邊 栄一（9）
//	川南 忠士（5）	中島本町	小林 進（4）
//	小杉 芳昭（5）	仲町（会社）	内山 道（2）
//	笹山 智市（6）	水元町	及川 隆（3）
山下町	浅水 勝男（4）	宮の森町	高井 智志（9）
//	河原 文博（6）	//	山口 順也（2）
//（会社）	小熊 達也（2）	輪西町	早坂 浩司（4）
//	斎藤光太郎（4）	登別地区	定数11名（11名）
//	稀玉 晃司（6）	白老町 虎杖浜	松田 幸男（5）
弄月町	須藤 正之（2）	登別市 柏木町	尾張 健一（3）
//（支店）	（株）ダテハキ（12）	片倉町	山地 勝彦（8）
壮瞥地区	定数5名（5名）	常盤町	横尾 逸郎（5）
壮瞥町 壮瞥温泉	阿野 裕司（2）	富浦町	宇佐美正勝（2）
滝之町	岩倉 光良（6）	富岸町	小林 貴秀（3）
//	毛利 順一（6）	登別東町	成田 光男（5）
//	山本 勲（1）	美園町（会社）	山下 正純（5）
立香	清水 達雄（1）	若草町	倉見 忠人（2）
洞爺湖地区	定数16名（16名）	洞爺湖町 旭町	佐藤 芳政（6）
//	千葉 薫（3）	吉田 聰（4）	鷺別町 峰田 謙二（5）

2022年6月末現在



役員の紹介

2022年6月末現在

理事長
館崎 雄二常務理事
熊谷 賢次常勤理事
萬代 治郎常勤理事
秋田 雅道常勤監事
岩田 昭次

理 事 長 (代表理事)	館 崎 雄 二
常務理事 (代表理事)	熊 谷 賢 次
常勤理事	萬 代 治 郎 ^(※1)
常勤理事	秋 田 雅 道
理 事	斎 藤 正 史 ^(※1)
理 事	平 口 泰 章 ^(※1)
理 事	大 西 英 生 ^(※1)
常勤監事	岩 田 昭 次 ^(※2)
監 事	楠 本 哲 朗 ^(※2)

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



営業店・相談窓口

(2022年6月末現在)

店舗名	所在地	電話番号	キャッシングコーナーの営業時間		定期解約			
			入出金					
			平日	土日祝				
①本店	伊達市梅本町39番地30	0142-23-3535	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②本店 長和出張所	伊達市長和町459番地14	0142-23-1711	9:00~17:00	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③本店 東出張所	伊達市舟岡町158番地11	0142-25-5757	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④虻田支店	虻田郡洞爺湖町旭町5番地16	0142-76-2245	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤虻田支店 豊浦出張所	虻田郡豊浦町字幸町15番地	0142-83-2525	9:00~17:00	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥洞爺温泉支店	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉129番地1	0142-75-2261	8:45~19:00	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦洞爺温泉支店 洞爺出張所	虻田郡洞爺湖町洞爺町100番地	0142-82-5331	9:00~17:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧壮警支店	有珠郡壮警町字滝之町287番地7	0142-66-2525	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨室蘭支店	室蘭市中島町1丁目29番1号	0143-44-8731	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩わしひつ支店	登別市美園町4丁目23番地3	0143-86-5711	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪東町支店	室蘭市東町2丁目16番6号	0143-43-8001	8:45~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
だてしん相談プラザ	伊達市舟岡町158番地11 本店東出張所内	0120-127-771						
経営支援室	伊達市梅本町39番地30 TEL.0142-23-3537							

店舗外キャッシングコーナー

(2022年6月末現在)

店舗名	所在地	入出金		定期解約
		平日	土日祝	
ウロコ山下店キャッシングコーナー	伊達市山下町160番地	10:00~19:00	10:00~17:00	<input type="radio"/>
イオン伊達店キャッシングコーナー	伊達市未永町8番地1	9:00~21:00	9:00~21:00	<input type="radio"/>
ウロコ未永店キャッシングコーナー	伊達市未永町49番地	10:00~19:00	10:00~17:00	<input type="radio"/>
ウロコ虻田店キャッシングコーナー	虻田郡洞爺湖町高砂町19番地	9:00~19:00	9:00~17:00	<input type="radio"/>

※店舗休業日は休止となります。

マネープランの
充実に

だてしん商品ラインナップ

ためる
ふやす

かりる

そなえる

サービス

就職

シングル

普通預金
お手軽に出し入れができる、おサイフ代わりにご利用いただけます。公共料金等の自動支払や各種クレジットの決済口座としてご利用いただけます。

総合口座
1冊の通帳に普通預金と定期性預金がセットでき、貯める、支払う、受取る、借りる（定期預金・定期積金合計額の90%、最高500万円までご利用いただけます。）の機能を備えた便利な口座です。

ATM定期
ATMでいつでも定期預金のお預け入れができます。個人のお客様には利率が0.01%上乗せされます。

コスモスカードローン【WEB完結ローン対応】
お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。

きゃっするⅡ【WEB申込み対応】
お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。最大900万円までご融資可能です。

カーライフプラン【WEB完結ローン対応】
マイカーの購入・買替に最適なローンです。

当金庫と職域サポート契約を締結している事業所で働く役員の方（パートさん、アルバイトさんも可）向け優遇金利商品

職域フリーローン【WEB完結ローン対応】
お使いみちは自由です。事業性資金、おまとめ資金でもご利用可能です。

融資金額 500万円以内 **融資期間** 10年以内

職域サポートマイカーローン【WEB完結ローン対応】
マイカー購入資金、マイカー関連資金、同借換資金でご利用できます。

融資金額 500万円以内 **融資期間** 10年以内

しんさんiDeCo

少額から老後の資金準備を始めることができます。

WEBバンキング

お客様がパソコンやスマートフォンにより、インターネットを利用して資金移動いただけるサービスです。また、振込や残高照会等各種照会もご利用いただけます。

デビットカード

J-Debit加盟店で商品の代金を当金庫のキャッシュカードでお支いただけます。

給与の自動受取

毎月の給与やボーナスが直接お客様の預金口座に振込まれます。現金の紛失や盗難の心配もなく出張や休暇中でもお受取りになれます。

電子マネーチャージサービス

当金庫口座から、電子マネーチャージ（預金口座振替により引落とし）ができます。

結婚

カップル

スーパー定期預金
多様化する資金運用にお応えでき、確定利回りで安心です。個人のお客様には有利な半年複利タイプもあります。

住宅ローン（しんきん保証基金保証付）
住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。
融資金額 8,000万円以内 **融資期間** 40年以内

ベスト住宅ローン（全国保証保証付）
住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。
融資金額 1億円以内 **融資期間** 40年以内

かんたん住宅ローン
お手続きが簡単な住宅ローンです。住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。
融資金額 3,000万円以内 **融資期間** 30年以内

無担保住宅ローン（しんきん保証基金保証付）
お手続きが簡単で、不動産担保、保証人が不要な住宅ローンです。
融資金額 2,000万円以内 **融資期間** 25年以内

だてしんフラット35
(独) 住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）による長期固定金利の住宅ローンです。
融資金額 8,000万円以内 **融資期間** 35年以内

住宅ローン関連の長期火災保険

地震保険のセットをおすすめします。

公共料金等の自動振替

一度のお手続きで電話料・電気料・NHK受信料・ガス料金・水道料・税金等の公共料金や各種保険料・クレジット代金を預金口座から自動的にお支払いいたします。

マルチペイメントネットワーク

お客様と当金庫、国や収納機関をネットワーク回線で結ぶことにより国庫金や公共料金の支払を即座に行える電子収納システムです。

お客様のライフスタイルに応じた金融商品・サービスを各種ご提供しています。
地域の暮らしをよく知るだてしんの商品ラインナップが、マネープランを充実させるお手伝いをいたします。

■個人向けのお客様の相談窓口「だてしん相談プラザ」

年金・各種ローン・資産形成などのご相談に専門スタッフが対応いたします。豊かな暮らしのパートナーとしてお気軽にご相談ください。
住所：東出張所内フロア 電話（フリーダイヤル）：0120-127-771

出産

子育てファミリー

定期積金
目的に合わせて掛け金・期間を定め毎月一定額を積み立てていく預金です。

教育カードローン【WEB申込み対応】
便利なカード式ローンです。受験にともなう費用・入学金・授業料等の就学に関わるお支払いにご利用ください。
融資金額 500万円以内 **融資期間** 5年以内

教育プラン【WEB完結ローン対応】
短大・専修学校・大学等への納付金・書籍代・下宿代等資金にご利用ください。
融資金額 1,000万円以内 **融資期間** 16年以内

フリーローン「アシスト【WEB申込み対応】
お使いみちが自由なローンで借換資金としてもご利用いただけます。
融資金額 800万円以内 **融資期間** 10年以内

医療保険の窓口販売

お子様の入院時の備えにご利用ください。

為替自動振込

毎月お客様の預金口座から一定日に指定された金額を自動的に引落とし指定口座へお振り込みいたします。家賃の支払いや学費の仕送り等に便利です。

■定年

シニア

年金優遇定期預金すこやか
当金庫で年金をお受取りのお客様、また、新たに受取りを開始するお客様がご利用いただける金利上乗せ定期預金です。

個人向け国債の窓口販売
個人向け国債の取扱いを行っております。国が発行する債券で、安全性を重視した資金運用に適しています。

シルバーきゃっする

年金受給者専用のカード式ローンです。満60歳以上69歳以下の方がご利用いただけます。
融資金額 50万円以内 **融資期間** 5年間

アパートローン
アパートの新築・購入・増改築・土地購入・借換資金にご利用ください。
融資金額 1億円以内
融資期間 鉄骨・鉄筋コンクリート造りの新築、購入および土地購入は30年以内 上記以外の新築、購入、増改築は20年以内

利率更改型一時払終身保険の窓口販売

ご家族のため、将来のご自身のために「よりふやして、のこす」ことができます。

年金の自動受取

一度のお手続きで国民・厚生・共済年金等の各種年金が毎回お客様の預金口座へ振込まれます。当金庫で年金をお受取りのお客様は、金利優遇定期預金をご利用いただけます。

貸金庫

預金証書・権利証・重要書類や貴金属等の貴重品を大切にお預りいたします。

※このほかにも多様な商品を取り揃えております。詳しくは窓口へお気軽にお問い合わせください。

昭和	
1949年 (昭和24)	6月17日 伊達信用組合設立総会開催 9月 5日 大蔵大臣より設立許可 9月20日 伊達信用組合設立（組合長遊佐敬徳） 営業区域有珠郡伊達町・壮瞥町・徳舜瞥村（大滝村）・虻田郡虻田町・豊浦町・洞爺村
1950年 (昭和25)	3月28日 豊浦支店開設 5月 7日 小西力蔵 組合長に就任 10月14日 虻田支店開設
1951年 (昭和26)	3月10日 洞爺温泉支店開設 10月15日 向洞爺支店開設 10月20日 「信用金庫」の事業免許を受け伊達信用金庫に改組
1953年 (昭和28)	9月28日 壮瞥支店開設 10月 7日 有珠支店開設
1958年 (昭和33)	12月31日 預金残高10億円達成
1959年 (昭和34)	8月10日 大滝支店開設 10月11日 創立10周年記念式典挙行
1962年 (昭和37)	6月25日 伊達駅前支店開設
1964年 (昭和39)	4月 1日 営業区域を室蘭市に拡張 9月17日 創立15周年記念式典挙行 12月 8日 壮瞥町の指定金融機関に指定
1965年 (昭和40)	8月 5日 営業区域をニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町に拡張 12月25日 預金残高50億円達成
1966年 (昭和41)	6月28日 黄金支店開設
1968年 (昭和43)	7月 6日 守屋秀夫 理事長に就任
1969年 (昭和44)	9月20日 創立20周年記念式典挙行
1970年 (昭和45)	4月 1日 豊浦町の指定金融機関に指定 12月31日 預金残高100億円達成
1971年 (昭和46)	8月31日 向洞爺支店を洞爺支店に改称 12月 3日 黄金支店廃止、室蘭支店開設
1973年 (昭和48)	6月19日 営業区域を登別市に拡張
1974年 (昭和49)	10月30日 預金残高200億円達成
1975年 (昭和50)	5月22日 伊藤萬吉 理事長に就任
1977年 (昭和52)	8月10日 有珠山噴火災害対策本部設置
1978年 (昭和53)	6月 9日 営業区域を苫小牧市・白老町に拡張 10月 4日 わしべつ支店開設
1979年 (昭和54)	6月 1日 創立30周年記念式典挙行
1982年 (昭和57)	8月31日 預金残高500億円達成 9月20日 長和支店開設
1985年 (昭和60)	10月7日 末永支店開設
1987年 (昭和62)	3月17日 だてしんビジネスサービス(株)設立 5月 9日 工藤賢一 理事長に就任
平成	
1990年 (平成2)	10月 8日 日本銀行当座預金取引開始
1991年 (平成3)	2月 1日 窓口業務取扱時間の延長（9時～16時） 12月24日 東支店開設
1992年 (平成4)	1月17日 日本銀行歳入代理店事務取扱い開始 4月 1日 伊達赤十字病院にATM設置 5月 8日 島本清志 理事長に就任
1993年 (平成5)	4月 5日 だてしん相談プラザ開設
1994年 (平成6)	12月28日 預金残高1,000億円達成
1995年 (平成7)	4月17日 虻田支店移転新築オープン 9月25日 室蘭支店移転新築オープン
1996年 (平成8)	9月24日 本店移転新築オープン 本店網代町出張所オープン 末永支店を本店に統廃合
1997年 (平成9)	4月25日 舟橋英二 理事長に就任 10月 1日 伊達市役所に共同ATM設置
1998年 (平成10)	1月21日 ウロコ虻田店にATM設置 10月 9日 伊達サティ（現イオン）にATM設置
1999年 (平成11)	8月24日 伊達市の指定金融機関に指定 9月25日 創立50周年記念式典挙行
2000年 (平成12)	2月 1日 ホームページ開設 3月30日 有珠山噴火災害対策本部設置 4月 3日 テレホンバンキング取扱い開始 6月23日 樂木恭一 理事長に就任 7月 1日 だてしんポイント俱楽部開始 10月26日 営業区域を長万部町に拡張
令和	
2001年 (平成13)	2月26日 インターネットバンキング取扱い開始 4月 2日 長期火災総合保険の窓口販売開始 6月22日 第4回信用金庫社会貢献賞特別賞を受賞
2002年 (平成14)	10月 1日 生命保険の窓口販売開始 11月18日 有珠支店・長和支店を本店有珠出張所・本店長と出張所に改称
2003年 (平成15)	3月24日 虻田町役場に共同ATM設置 10月14日 洞爺支店を洞爺温泉支店洞爺出張所に、大滝支店を壮瞥支店大滝出張所に改称
2004年 (平成16)	3月 1日 アイワバンク銀行（現セブン銀行）とATM提携 9月13日 豊浦支店を虻田支店豊浦出張所に改称
2005年 (平成17)	4月22日 室蘭商工信用組合との間で合併を視野に入れた全面的な業務提携に合意 4月25日 洞爺温泉支店洞爺出張所「とうや水の駅」内に移転 7月11日 伊達駅前支店・東支店を本店伊達駅前出張所・本店東出張所に改称 10月24日 道内金融機関で初となるATMの生体認証システムを導入 12月19日 虻田支店豊浦出張所、新築移転
2006年 (平成18)	3月27日 新町（洞爺湖町）の指定金融機関に指定 4月 3日 大滝出張所「大滝総合支所」内に移転 11月 1日 室蘭商工信用組合と基本協定書を締結 12月10日 ウロコ末永店にATM設置 12月14日 AED（自動体外式除細動器）を本支店3ヵ所設置
2007年 (平成19)	1月12日 道教委と「北海道家庭教育サポート企業等制度」協定 5月18日 室蘭商工信用組合と合併契約書を締結 12月10日 室蘭支店移転オープン
2008年 (平成20)	1月21日 室蘭商工信用組合と合併 東町支店移転オープン 3月 3日 壮瞥支店移転オープン
2009年 (平成21)	3月19日 7出張所を母店に統廃合 本店／網代町出張所、有珠出張所、伊達駅前出張所 室蘭支店／本輪西出張所、東町支店／輪西出張所 わしひつ支店／工大前出張所、幌別支店／登別出張所 3月23日 洞爺湖駅前場の共同ATMの営業を終了 3月31日 3ヵ所の店外ATMを廃止 伊達市役所ATM／伊達赤十字病院ATM／日鋼記念病院ATM 4月 6日 店舗移転、室蘭中央支店（室蘭支店内へ移転） 幌別支店（わしひつ支店内へ移転） わしひつ支店移転オープン
2010年 (平成22)	6月18日 鎌崎雄二 理事長に就任 10月29日 室蘭警察署に暴力団排除宣言 11月29日 伊達警察署に暴力団排除宣言
2011年 (平成23)	4月12日 北海道経済産業局の「中小企業支援ネットワーク強化事業」へ参加登録 8月31日 「伊達市における事業者協力による高齢者等地域見守り活動（愛称：もしかしてネット）」に協力事業者として参加 9月29日 イオン銀行とATM提携
2012年 (平成24)	9月 7日 室蘭中央支店を室蘭支店に統廃合 幌別支店をわしひつ支店に統廃合
2013年 (平成25)	2月 1日 「経営革新等支援機関」の認定取得 2月 4日 でんさいネットの取扱い開始 12月12日 株日本政策金融公庫室蘭支店との「業務連携・協力に関する覚書」締結
2014年 (平成26)	4月 1日 地域経営支援チームを新設 6月16日 伊達商工会議所との「産業振興連携協力に関する協定書」の締結 7月28日 洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町各工商会との「産業振興連携協力に関する協定書」の締結 9月24日 （独）中小企業基盤整備機構北海道本部との「業務連携・協力に関する覚書」の締結
2015年 (平成27)	4月 1日 窓口業務取扱時間の変更（9時～15時） 10月 1日 事業再生支援チームを新設 10月31日 だてしんビジネスサービス(株)解散
2016年 (平成28)	4月 1日 だてしん相談プラザを本店東出張所内へ移設
2017年 (平成29)	2月 8日 「地域農業を考える会」の発足 5月22日 北海道中小企業家同友会西胆振支部との連携協定締結 6月 1日 Facebookページ開設 8月 1日 「北海道すぐれもんShopping!!」への参画 9月22日 伊達市との包括連携協定を締結 11月 9日 「西いがりアグリチャレンジ会議」の設置 12月 7日 洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町との包括連携協定を締結
2018年 (平成30)	1月 4日 上光証券株式会社（現北洋証券株式会社）との顧客紹介業務の提携 3月26日 ホームページのリニューアル 11月26日 株式会社Origami（現株式会社メルペイ）業務提携に関する契約の締結
2019年 (平成31)	4月 1日 伊達駅前キャッシュコーナーをウロコ山下店キャッシュコーナーに移転
2020年 (令和2)	5月25日 窓口営業時間の変更（昼休み導入）4出張所 7月 1日 壮瞥支店大滝出張所を壮瞥支店に統廃合
2021年 (令和3)	6月 8日 窓口営業時間の変更（昼休み導入）4支店 10月 1日 伊達信用金庫SDGs宣言
2022年 (令和4)	3月 1日 株式会社商工組合中央金庫との業務協力契約の締結

[2021年度～2023年度]

伊達信用金庫3か年事業計画 ~「感謝」の想いをかたちに「だてしん」だからできること~

経営理念

地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。

ビジネスモデル

お客様(Who) 課題・悩みを抱える中小企業者および個人のお客様に

提供価値(What)

お客様のニーズに合ったサービスを

提供方法(How)

お客様に寄り添う伴走支援型金融により

収益の源(Why)

- 未永くお付き合いいただけるお客様を増やす
- 地域が活性化することにより取引が増える
- 提供したサービスに満足いただく

ことにより事業価値を高め、相互扶助の理念を発揮し、最も身近で信頼される永続的な「だてしん」を目指します。

職員行動指針

- お客様に寄り添い、良き相談相手を目指します。
- お客様や地域の課題に全力を傾けます。
- 前例にとらわれず、何事にも前向きにチャレンジします。
- 仲間を思いやり、助け合い、チーム力を発揮します。

C S (お客様満足)スローガン
「顧客対応断トツ」

- ①相談しやすさ断トツ
●お客様が本音で相談できる
- ②地域との共存断トツ
●地域の成長が当金庫の成長に繋がる
●当金庫の存在が地域の発展に繋がる
- ③課題解決力断トツ
●全力で本業をサポートする
●お客様に価値を感じていただけるサポートをする

安定した収益の構築
前例踏襲の払拭E S (職員満足)スローガン
「職場力の向上」

- ①相談しやすさ断トツ
●職員間も本音で相談できる
- ②職場との共存断トツ
●職員の成長が当金庫の成長に繋がる
●当金庫の成長が地域の発展に繋がる
- ③課題解決力断トツ
●職員の悩み・課題をサポートする
●職員の相互信頼から互いをサポートする

役職員の幸福と安定した生活
人材の成長、組織の成長

経営戦略

- 課題解決支援 ●お客様取引拡大 ●効率的な業務運営

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	100	100	62	38	100.00	100.00
	2021年度	68	68	34	34	100.00	100.00
危険債権	2020年度	3,390	3,273	1,770	1,503	96.56	92.81
	2021年度	2,857	2,753	1,353	1,400	96.36	93.09
要管理債権	2020年度	34	33	27	5	97.06	84.89
	2021年度	4	4	3	1	100.00	100.00
三月以上延滞債権	2020年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	2021年度	0	0	0	0	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	2020年度	34	33	27	5	97.06	84.89
	2021年度	4	4	3	1	100.00	100.00
小計(A)		3,525					
正 常 債 権 (B)		2,930					
総与信残高 (A)+(B)		57,296					
		54,877					
2020年度		60,821					
2021年度		57,808					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

伊達信用金庫
〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30

理事長 館崎雄二

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、法令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
<例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提示することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業（融資のお申込等）に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約後・終了の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座番号に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店窓口もしくは下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

・リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

・クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトにアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができる原因是設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報一等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情等の申し立てにつきましては、当金庫本支店の窓口もしくは下記の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

伊達信用金庫 事務グループ
〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
☎0142-25-2811 ☎0142-23-6426

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済の健全な発展のためには、地元中小企業等が事業の拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地元中小企業等の経営努力を当金庫が積極的に支援していくことが重要であると考えております。

その考え方のもと、当金庫は、資金仲介機能（資金供給者）としての役割に留まらず、地元中小企業等に対する経営支援や地域の活性化に取り組んでおります。

2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

(1) 2014年4月に設置した地域経営支援チーム（農業分野を除く）における課題と2015年10月に設置した事業再生支援チームにおける課題をワンストップで解決するため、2021年4月に経営支援室を立ち上げました。これによって、地元中小企業等の経営に関する課題分析や支援策等の策定に関して、本部および営業店が緊密に連携しながら、創業から事業再生まで幅広くお客様のライフステージに応じた支援を行う体制を整備しております。

(2) 北海道経済産業局による中小企業支援ネットワーク強化事業や中小企業応援センター事業への参加、2013年12月に業務提携した（株）日本政策金融公庫室蘭支店をはじめとする外部機関等との連携によって、地元中小企業等の経営目標の実現や経営課題の解決に向け、最適なソリューションを提案する体制を整備しております。

(3) 2014年6月に伊達商工会議所、同年7月に洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町の各商工会と締結した「産業振興連携協力に関する協定」に基づく、包括・一体的な連携体制により、地元中小企業等の経営改善・経営支援、新産業の支援、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。

(4) 2014年9月に（独）中小企業基盤整備機構北海道本部と締結した「業務連携・協力に関する覚書」に基づき、当金庫と同機構の有する機能や情報、人材等を活かした各種イベント・セミナー等の共同開催、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。

(5) 2015年10月、グループ内に税理士・社会保険労務士・行政書士等各種法人を抱える（株）むらずみ経営と業務提携を皮切りに、各種連携機関と業務連携しております。2020年度は、商品のプラッシュアップ支援・首都圏販路拡大支援を行う「しんきん地域創生ネット」、人材紹介支援の（株）リージョンズ、IT導入支援のリコージャパン（株）との業務提携を行いました。

(6) 2017年5月に一般社団法人北海道中小企業家同友会西胆振支部と締結した「連携協定書」に基づき、更なる中小企業の成長、発展と地域経済の活性化に向けた具体的な取組みを進めるために、当金庫と同支部が一体的に連携し、相互の人的、知的資源などを効果的に活用することにより、地域経済の発展ならびに地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 中小企業、小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 当金庫は、本部と営業店がより緊密に連携しながら、創業から事業再生までお客様のライフステージに応じた課題分析や支援策等の策定をはじめとする、経営支援に取り組んでおります。

2021年度は、43先の補助金に関する相談を受け、そのうち実際の申請書策定支援を行った先は、14先、うち7先の採択を受けました。

(2) 外部専門家を活用した支援に関しては、事業承継支援を1先、SNS活用支援を1先実施しております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

(1) 2010年9月に北海道胆振総合振興局と当金庫を含む胆振管内の3信用金庫が締結した「包括連携協定」に基づき、観光関連事業者の支援の一環として、（独）中小企業基盤整備機構主催の観光関連事業者支援セミナー「個人旅行獲得強化に向けた観光事業の在り方」を2021年12月8日に開催しました。

(2) 当金庫は、2017年8月、お取引先の販路拡大を支援するため、株式会社北海道しんきん情報サービスが開設した通販サイト「北海道すぐれもんShopping!!」を開設当初から参画しています。お取引先5先の一押し商品を掲載するだけでなく、当金庫とお取引先との関わりを動画として紹介しております。

(3) 2017年9月に伊達市、2017年12月に洞爺湖町、豊浦町および壮瞥町との間で、持続可能なまちづくりを担う人材の育成や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、包括連携協定を締結しました。引き続き官民一体となって、地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様よりお借入や保証債務整理の相談を受けた際、真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、2021年度、当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は88件（対前年度比+17件）、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は8.98%（対前年度比+3.17%）、保証契約を解除した件数は29件（対前年度比+25件）です。

リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、証券化の進展など、金融機関の業務は多様化し、環境の変化によって管理すべきリスクも多様で複雑なものとなっております。当金庫では、リスク管理の強化を経営上の最重要課題として位置付けし、多様化するリスクに対して、柔軟に対応できるリスク管理態勢の充実・強化を図り、リスクの分散化、極小化に努め、今後とも一層の信頼の確保と経営の健全化に努めてまいります。

信用リスク管理態勢

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門で厳格な審査体制をとっております。また、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部からの営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図り、貸出債権の健全性確保、および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替相場等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会において資産と負債の総合的管理を行い、経済および金利の見通し等に基づき、リスク管理を図りつつ適正な収益の確保に努めております。

流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ預金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることなどで損失を被つたり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。当金庫では、市場運用について流動性にも重点をおき、個々の取引の状況を適切に把握するとともに、支払準備資金を信金中央金庫に預け入れており、業界として信金中央金庫からの流動性対応のバックアップ体制も整っていることから、流動性確保には万全の体制をとっております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども伊達信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

法令等遵守の態勢

法令等遵守への取組み

当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス方針」を制定し、全役職員が一丸となって法令等遵守を実践していく方針を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」において、当金庫におけるコンプライアンス態勢を整備・確立するための基本的事項を定めています。また、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令等遵守の取組み状況について検証・検討を行い、法令等遵守態勢の機能強化を図っています。

基本方針

「コンプライアンス方針」においてコンプライアンスに係る基本方針として次の5項目を定めております。

- 信用金庫の社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営により社会の信頼の確立を図る。
- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、正しい意思決定・行動に基づく健全かつ適切な業務の遂行に努める。
- 質の高い内部管理態勢を構築し、コンプライアンス違反の抑止に努める。
- お客様の情報をあらゆる法令等を遵守したうえで厳格に管理し、外部漏洩等の事故の防止に努める。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、断固として排除する。

職員教育・啓蒙活動

各職場においてコンプライアンス勉強会を実施するとともに、集合研修の開催、資格取得の奨励、コンプライアンス担当部門による臨店などにより、法令等遵守に対する意識の浸透・定着を図っています。

コンプライアンス・ハンドブック、コンプライアンス・プログラムの作成・実践

法令等遵守に関する態勢や役職員が遵守すべき法令等の解説を具体的に示した手引書としてコンプライアンス・ハンドブックを作成し、全役職員に配布しています。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎期策定・実践し、法令等遵守態勢の強化に努めています。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

お客様からの苦情等のお申し出につきましては、本支店の窓口または次の相談窓口までお申し出ください。

苦情等に関する相談窓口

伊達信用金庫 人事・法務グループ
〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
☎0142-23-3536 (直通) ☎0142-23-6266

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記人事・法務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、☎03-3517-5825）ならびに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、☎011-221-3273）にお申し出があれば、札幌弁護士会（☎011-251-7730）、東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センターにお取次ぎいたします。

なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

また、現地調停や移管調停等の方法により、東京三弁護士会を利用することも可能です。

金融機関の健全性に関する自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実を図るとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

第1の柱

最低所要自己資本比率

金融機関が保有する信用リスクとオペレーションル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本を定めています。海外営業拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上であることが求められています。

第2の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と、監督当局による検証が求められています。

※信用集中リスクとは、大口与信先の不良債権のうち、担保を差し引いた部分（非保全与信額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいいます。

第3の柱

市場規律

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各リスクの管理方針・手続きやリスク量・計算手法などについて、適切に情報開示することが求められています。

開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項	26
2. 自己資本の充実度に関する事項	27
3. 信用リスクに関する事項	28
4. 信用リスク削減手法に関する事項	28
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
6. 証券化エクスポートに関する事項	31
7. 出資等エクスポートに関する事項	31
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項	31
9. 金利リスクに関する事項	32
10. オペレーションル・リスクに関する事項	32

1. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、普通出資金、非累積的永久優先出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

発行主体	伊達信用金庫	伊達信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	617百万円	2,375百万円

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,389	6,803
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,109	3,100
うち、利益剰余金の額	3,318	3,740
うち、外部流出予定額（△）	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	△5	△4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	320	323
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	320	323
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	6,710	7,127
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	19	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	16
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	19	16
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,690	7,111
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	51,846	50,845
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△300	△300
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△300	△300
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,016	2,919
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	54,862	53,764
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	12.19	13.22

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 ※1	51,846	2,073	50,845	2,033
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	51,130	2,045	49,944	1,997
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,123	484	11,335	453
法人等向け	17,944	717	17,919	716
中小企業等向け及び個人向け	10,377	415	10,162	406
抵当権付住宅ローン	912	36	776	31
不動産取得等事業向け	206	8	290	11
3月以上延滞等 ※3	38	1	32	1
取立未済手形	2	0	3	0
信用保証協会等による保証付	358	14	340	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	20	0	19	0
出資等のエクスポージャー	20	0	19	0
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	9,125	365	9,043	361
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	500	20	500	20
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,835	73	1,772	70
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	143	5	147	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	20	0	—	—
上記以外のエクspoージャー	—	—	—	—
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	1,015	40	1,200	48
ルック・スル一方式	1,015	40	1,200	48
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 300	△ 12	△ 300	△ 12
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 ※4	3,016	120	2,919	116
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ※5	54,862	2,194	53,764	2,150

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーション・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法)
 粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクspoージャーを除く）

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した融資基本方針を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣等による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣等による審議に加え、監査部門が与信管理にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信管理を実施する態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「償却および引当金に関する規程」、「資産の自己査定に関する規程」および「資産の自己査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先および要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出してあります。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先について、優良担保および優良保証等を除いた未保全額に対して債務者の支払い能力を総合的に判断し、必要と認める額を算出してあります。

なお、それぞれの結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆S&P（スタンダード＆プアーズ）社 ◆Moody's（ムーディーズ）社 ◆R&I社 ◆JCR社

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	ポートフォリオ	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	752	636	15,705	15,959	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスクに関するエクスパート及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクspoージャー期末残高								3月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
		2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度
国 内	185,134	189,427	60,766	57,832	45,505	47,254	—	—	89	80	
国 外	1,901	1,101	—	—	1,900	1,100	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	187,035	190,528	60,766	57,832	47,405	48,354	—	—	89	80	
製 造 業	3,302	3,321	1,900	1,719	1,400	1,600	—	—	—	—	
農 業 、 林 業	352	447	352	447	—	—	—	—	—	—	
漁 業	205	215	205	215	—	—	—	—	—	—	
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	6,130	5,974	6,130	5,974	—	—	—	—	2	—	
電 気・ガス・熱供給・水道業	5,913	6,514	—	—	5,903	6,504	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	409	343	59	57	—	—	—	—	—	—	
運 輸 業、郵便業	2,426	2,457	1,526	1,628	898	828	—	—	—	—	
卸 売 業、小 売 業	2,942	2,764	2,941	2,763	—	—	—	—	24	17	
金 融 業、保 険 業	78,621	83,002	796	581	4,034	2,898	—	—	—	—	
不 動 産 業	10,816	10,983	10,807	10,974	—	—	—	—	—	—	
物 品 賃 貸 業	584	1,055	284	255	200	700	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	502	488	202	188	300	300	—	—	—	—	
宿 泊 業	735	679	735	679	—	—	—	—	14	14	
飲 食 業	1,340	1,048	1,340	1,048	—	—	—	—	21	21	
生活関連サービス業、娯楽業	1,186	1,211	1,186	1,211	—	—	—	—	7	7	
教 育、学習支援業	23	21	23	21	—	—	—	—	—	—	
医 療、福祉	3,224	3,102	3,212	3,091	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,995	3,066	2,995	2,995	—	70	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	46,878	46,109	12,148	10,592	34,667	35,453	—	—	—	—	
個 人	13,918	13,387	13,918	13,387	—	—	—	—	19	19	
そ の 他	4,525	4,334	—	—	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	187,035	190,528	60,766	57,832	47,405	48,354	—	—	89	80	
1 年 以 下	42,436	48,419	11,107	10,546	6,206	6,926	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	55,895	46,537	11,225	11,461	13,863	14,070	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	22,862	17,273	10,175	9,169	12,653	7,983	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	12,561	11,916	7,641	7,242	4,598	4,493	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	18,736	19,894	7,953	6,822	9,282	10,072	—	—	—	—	
10 年	10,492	14,300	9,681	9,493	800	4,807	—	—	—	—	
期 間 の 定 め の な い も の	24,050	32,186	2,980	3,096	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	187,035	190,528	60,766	57,832	47,405	48,354	—	—	—	—	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、有価証券、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2020年度	265	320	—	265	320
	2021年度	320	323	—	320	323
個別貸倒引当金	2020年度	1,825	1,542	100	1,724	1,542
	2021年度	1,542	1,434	3	1,538	1,434
合計	2020年度	2,090	1,862	100	1,990	1,862
	2021年度	1,862	1,758	3	1,859	1,758

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
					目的使用		その他						
	2020 年度	2021 年度											
製造業	6	6	6	5	—	—	6	6	6	5	—	—	
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	576	483	483	511	—	0	576	483	483	511	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	207	127	127	117	72	—	134	127	127	117	—	—	
卸売業、小売業	276	205	205	164	17	—	259	205	205	164	2	—	
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	
不動産業	118	111	111	39	—	—	118	111	111	39	—	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	74	3	3	3	—	—	73	3	3	3	—	—	
飲食業	24	11	11	15	10	—	14	11	11	15	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	412	409	409	407	—	—	412	409	409	407	—	—	
教育、学習支援業	2	1	1	—	—	—	2	1	1	—	—	—	
医療、福祉	81	135	135	137	—	—	81	135	135	137	—	—	
その他のサービス	4	3	3	0	—	2	4	1	3	0	—	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	40	41	41	29	—	0	40	40	41	29	—	—	
合計	1,825	1,542	1,542	1,434	100	3	1,724	1,538	1,542	1,434	2	—	

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウエイトの区分ごとのリスクポージャーの額等

(单位：百万吨)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%		71,848		78,943
10%		8,437		8,302
20%	701	60,644	800	56,694
35%		2,607		2,217
50%	14,337	3,401	17,021	3,020
75%		3,487		3,147
100%	702	19,491	170	18,800
150%		0		3
200%				147
250%		1,325		1,137
合計	189,104		193,907	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポートヤーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポートジャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートジャーは含まれておりません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポートに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資又は株式等エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他投資事業組合への出資金などが該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。また、非上場株式、その他投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に努め、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

なお、当該商品の取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っています。

出資等エクスポートの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	921	921	953	953
非上場株式等	417	417	414	414
合計	1,338	1,338	1,367	1,367

(注) 貸借対照表計上額は、決算日時点の市場価格等に基づいております。

出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	181	211

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	2,117	3,371
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
・リスク管理及び計測の対象とする銀行勘定の金利リスクは、市場金利の変動によって銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは、将来の収益が変動することにより生じるリスクをいいます。当金庫においては、預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債を計測の対象とし、複数の金利ショック・シナリオの下、金利ショックに対する経済価値の減少額である△EVEの定期的な計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
・リスク管理計画を策定し、リスク限度枠やアラーム・ポイント等を設けて定期的にALM委員会及び経営陣へ報告、超過した場合は、その後の対応方針について協議を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- (3) 金利リスク計測の頻度
・3、6、9、12月末基準の四半期毎に行っております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期……………1.25年
② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期……………2.5年
③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提……………金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提……………金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提……………計測対象となる主要通貨は日本円のみ
⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
・SWAP金利を採用。将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を基に算出したディスクウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量（△EVE）を算出してあります。将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期間の定めのないもの等）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量（△EVE）の算出は行っていません。
- (2) 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ① 金利ショックに関する説明
・その他の金利リスクとして、VaR（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年の分散共分散法で計算し、金利リスク量を金利ラダー方式（金利更改日までのリスク量を計算する方式）および100BPVを計測しております。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
・VaRについては、過去5年間と同様の金利変動が今後も発生すると仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。
・100BPVについては、金利が1%変化した時の債券などの金融商品の現在価値の変化額を表しております。

IRRBB1：金利リスク

	IRRBB1	△EVE		△NII	
		2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
1	上方パラレルシフト	3,422	3,551	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	27	81
3	ステイア化	2,121	2,696		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,422	3,551	27	81
8	自己資本の額		2020年度末		2021年度末
			6,690		7,111

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

10. オペレーション・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクとは、業務のプロセス、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーション・リスク管理方針を制定しているほか、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、風評リスク、人的リスク、法務リスク、有形資産リスクと定義し、各々のリスクについて管理方針を制定し、これらのリスクについては極小化に努めることとしております。また、オペレーション・リスクを総合的に管理する主管部門を総務グループと定めたうえで、各リスクの管理部門を設置し、当該リスクを適切に管理する体制を構築しております。

オペレーション・リスクに関する総合的な主管部門である総務グループは、当該リスクの管理状況に関して、適切な頻度でモニタリングを行い、理事会に対して定期的に報告し、特に経営に重大な影響を与える事案については隨時速やかに報告する態勢を整備しております。

2. オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫はバーゼルⅢにおける基礎的手法を採用しております。

貸借対照表

科 目	2021年3月末	2022年3月末
(資産の部)		
現 金	3,194	3,063
預 け 金	72,595	78,314
買 入 金 錢 債 権	457	392
有 価 証 券	50,569	52,550
国 債	505	1,933
地 方 債	34,165	33,382
社 債	9,350	10,873
株 式	9	9
そ の 他 の 証 券	6,537	6,350
貸 出 金	60,459	57,541
割 引 手 形	248	177
手 形 貸 付	3,464	2,958
証 書 貸 付	53,961	51,550
当 座 貸 越	2,783	2,854
そ の 他 資 産	585	603
未 決 済 為 替 貸	14	15
信 金 中 金 出 資 金	394	394
未 収 収 益	133	143
そ の 他 の 資 産	42	50
有 形 固 定 資 産	1,261	1,192
建 物	602	567
土 地	504	504
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	154	120
無 形 固 定 資 産	19	16
ソ フ ト ウ エ ア	13	10
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	5
繰 延 税 金 資 産	—	57
債 務 保 証 見 返	313	153
貸 倒 引 当 金	△ 1,862	△ 1,758
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,542	△ 1,434
資 産 の 部 合 計	187,592	192,128

科 目	2021年3月末	2022年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	168,313	172,518
当 座 預 金	4,085	4,453
普 通 預 金	87,862	94,088
貯 蓄 預 金	545	555
通 知 預 金	154	97
定 期 預 金	71,645	69,690
定 期 積 金	2,518	2,297
そ の 他 の 預 金	1,501	1,335
借 用 金	12,000	12,400
借 入 金	12,000	12,400
そ の 他 負 債	194	176
未 決 済 為 替 借	36	29
未 払 費 用	95	87
給 付 補 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	5	5
前 受 収 益	30	31
払 戻 未 済 金	5	8
払 戻 未 済 持 分	2	2
そ の 他 の 負 債	19	11
退 職 給 付 引 当 金	25	26
睡眠預金払戻損失引当金	20	15
偶 発 損 失 引 当 金	76	64
繰 延 税 金 負 債	21	—
債 務 保 証	313	153
負 債 の 部 合 計	180,964	185,355
(純資産の部)		
出 資 金	3,000	2,992
普 通 出 資 金	625	617
優 先 出 資 金	1,525	1,525
そ の 他 の 出 資 金	850	850
資 本 剰 余 金	108	108
資 本 準 備 金	108	108
利 益 剰 余 金	3,318	3,740
利 益 準 備 金	532	580
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,785	3,160
特 別 積 立 金	1,213	2,003
(うち優先出資消却積立金)	(1,213)	(2,003)
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,572	1,156
処 分 未 済 持 分	△ 5	△ 4
会 員 勘 定 合 計	6,422	6,836
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	205	△ 64
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	205	△ 64
純 資 産 の 部 合 計	6,627	6,772
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	187,592	192,128

貸借対照表の注記

- (単位：百万円)
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～50年
その他 2年～50年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しております、その金額は1,309百万円であります。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛け出し割合（令和3年3月分）
0.1038%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
 - 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,758百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 667百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はございません。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 1,643百万円
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両と事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 68百万円
危険債権額 2,857百万円
三ヶ月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 4百万円
合計額 2,930百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に

- 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、177百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|---|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 日本銀行 帰入代理店契約に伴うもの | 199百万円 |
| 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに伴うもの | 14,171百万円 |
| 現金 地方公共団体 公金業務取扱に伴うもの | 14百万円 |
| 預け金 地方公共団体 公金業務取扱に伴うもの | 5百万円 |
| 信金中央金庫 為替決済に伴うもの | 7,000百万円 |
| また、他の資産には、保証金1百万円、敷金3百万円が含まれております。 | |
| 19. 出資1口当たりの純資産額 | 4,173円08銭 |
| 20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は70百万円であります。 | |
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査グループ（審査担当）により行われ、また、経営陣等による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、審査グループ（債権管理担当）がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
⑴ 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定

されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、総務グループ（市場リスク管理担当）において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総務グループ（資金運用担当）では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループ（資金運用担当）で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務グループ（市場リスク管理担当及び資金運用管理担当）を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

当金庫では、有価証券の市場リスク量を原則としてVaRにより計測し、VaRによる計測の出来ない一部の有価証券は、個別に計測方法を決定のうえ共に週次でリスク量を取得しております。取得したリスク量は、事前に決めたリスク限度額の範囲となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2022年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で659百万円です。また、VaRによる計測の出来ない有価証券のリスク量は1百万円であり、VaRで算出したリスク量との合計は723百万円です。

なお、当金庫ではVaRによる計測結果の検証を目的に四半期毎にバックテストを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉でき場合があります。

さらに、当金庫においては、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品として、有価証券以外に「貸出金」「預け金」「預金積金」「借用金」があります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動幅を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、3,551百万円減少するものと把握しております。当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用して

いるため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	78,314	78,417	102
(2) 有価証券			
売買目的の有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	37,839	38,077	238
その他有価証券	14,692	14,692	—
(3) 貸出金（*1）	57,541		
貸倒引当金（*2）	△1,758		
小計	55,783	57,383	1,600
金融資産計	186,630	188,570	1,940
(1) 預金積金（*1）	172,518	172,532	14
(2) 借用金（*1）	12,400	12,400	0
金融負債計	184,918	184,933	14

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証私募債は、利率及び償還金から算出されるキャッシュ・フローを、基準となる金利及びスプレッドを加味した割引率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップレート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（スワップレート）を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による

ものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（スワップレート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	9
信金中金出資金（*1）	394
投資事業有限責任組合出資金（*2）	9
合計	413

（*1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	30,700	21,005	3,000	—
有価証券	6,926	22,663	15,166	5,107
満期保有目的	6,713	21,049	10,076	—
その他有価証券	213	1,614	5,089	5,107
貸出金（*）	10,481	20,623	14,051	9,358
合計	48,108	64,292	32,217	14,465

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先債権等が見込みないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

|--|

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。
25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	896	10	—
国債	496	8	—
地方債	—	—	—
社債	399	2	—
その他	180	14	—
合計	1,076	25	—

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,470百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なもののが7,470百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（毎月一定日及び1年毎）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

総延税金資産	(単位：千円)			
税務上の繰越欠損金	171百万円			
貸倒引当金損算入限度超過額	594百万円			
偶発損失引当金	17百万円			
その他	58百万円			
総延税金資産小計	841百万円			
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△171百万円			
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△611百万円			
評価性引当額小計	△782百万円			
総延税金資産合計	58百万円			
総延税金負債				
その他有価証券評価益	0百万円			
総延税金負債合計	0百万円			
総延税金資産の純額	57百万円			
税務上の繰越欠損金及びその総延税金資産の繰越期限別の金額				
当事業年度（2022年3月31日）	(単位：千円)			
1年超 2年以内	2年超 3年以内	7年超 8年以内	合計	
税務上の繰越欠損金(*1)	54	0	116	171
評価性引当額	54	0	116	171
総延税金資産	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	201百万円
契約負債	－百万円

29. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

30. 表示方法の変更

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う表示方法の変更）
信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

（優先出資消却に伴う表示方法の変更）
2017年7月31日及び2019年8月5日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資631,668口のうち481,668口を消却しております。優先出資の消却を受け、優先出資850百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

31. 追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響は、当金庫では一定期間長期的な影響をもたらすものと想定しており、現時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金、総延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損会計の適用の見積りを行っております。なお、当該情報は不確実性が高く、新型コロナウイルスの感染拡大の状況や地域経済への影響が想定より悪化した場合には、翌事業年度以降にわたる計算書類に影響を与える可能性があります。

損益計算書の注記

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 345円95銭
3. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失計上額
廿管町内 1カ所	遊休不動産	土 地	279

固定資産減損会計の適用にあたっての資産のグルーピングは、営業用店舗は営業店単位（ただし、連携して営業を行っている場合は1グループ）を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。上記資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下および、著しい時価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額につきましては、正味売却価額として不動産鑑定評価額を適用しております。

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、202,629千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以上

損益計算書

（単位：千円）

科 目	2020年度	2021年度
経常収益	1,906,248	1,849,602
資金運用収益	1,507,158	1,461,234
貸出金利息	1,023,508	1,004,204
預け金利息	71,995	74,546
有価証券利息配当金	397,601	368,884
その他の受入利息	14,052	13,599
役務取引等収益	240,539	205,714
受入為替手数料	119,854	89,729
その他の役務収益	120,685	115,984
その他業務収益	19,704	32,988
国債等債券売却益	7,438	10,909
その他の業務収益	12,266	22,079
その他経常収益	138,845	149,664
貸倒引当金戻入益	127,320	100,540
償却債権取立益	10,513	9,762
その他の経常収益	1,012	39,362
経常費用	1,432,208	1,390,922
資金調達費用	18,457	15,269
預金利息	18,164	15,118
給付補填備金繰入額	290	148
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	160,446	149,206
支払為替手数料	34,048	26,984
その他の役務費用	126,398	122,221
その他業務費用	1,259	31,341
その他の業務費用	1,259	31,341
経費	1,233,402	1,182,445
人件費	668,626	693,733
物件費	539,949	476,445
税金	24,827	12,265
その他経常費用	18,641	12,660
貸出金償却	2,565	—
その他の経常費用	16,075	12,660
経常利益	474,040	458,679
特別利益	1,330	1,530
その他の特別利益	1,330	1,530
特別損失	5,316	710
固定資産処分損	2,325	334
減損損失	—	279
その他の特別損失	2,990	96
税引前当期純利益	470,054	459,499
法人税、住民税及び事業税	5,856	5,518
法人税等調整額	△13,950	△1,322
法人税等合計	△8,094	4,196
当期純利益	478,148	455,303
総越金（当期首残高）	1,094,220	701,146
当期末処分剰余金	1,572,369	1,156,450

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 345円95銭

剰余金処分計算書

（単位：千円）

	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金	1,572,369	1,156,450
剰余金処分額	871,222	449,134
利益準備金	48,000	46,000
普通出資に対する配当金	(年1%) 6,222	(年1%) 6,134
優先出資に対する配当金	27,000	27,000
優先出資消却積立金	790,000	370,000
総越金（当期末残高）	701,146	707,315

会計監査人による監査

2022年6月17日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士大橋貴洋志事務所 公認会計士 大橋貴洋志氏の監査を受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。
2022年6月17日
伊達信用金庫 理事長 館崎 雄二

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
2008年3月31日に退職慰労金支給に関する内規を廃止しております

自己資本比率

26ページをご覧下さい。

業務粗利益

	(単位:千円・%)	
	2020年度	2021年度
資金運用収支	1,488,700	1,445,965
資金運用収益	1,507,158	1,461,234
資金調達費用	18,457	15,269
役務取引等収支	80,092	56,508
役務取引等収益	240,539	205,714
役務取引等費用	160,446	149,206
その他他の業務収支	18,445	1,647
その他業務収益	19,704	32,988
その他業務費用	1,259	31,341
業務粗利益	1,587,238	1,504,121
業務粗利益率	0.87	0.78

(注) 1. 資金調達費用に金銭の信託運用見合費用はありません。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

	(単位:千円)	
	2020年度	2021年度
業務純益	353,836	321,675
実質業務純益	353,836	321,675
コア業務純益	346,397	310,766
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	336,179	295,990

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金線入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金線入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金線入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償却損益を通算した損益です。

利益率

	(単位: %)	
	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.25	0.23
総資産当期純利益率	0.25	0.23

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返しを除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資金運用勘定	181,901	191,529	1,507,158	1,461,234	0.82	0.76
うち貸出金	59,044	58,816	1,023,508	1,004,204	1.73	1.70
うち預け金	70,226	78,557	71,995	74,546	0.10	0.09
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	51,748	53,340	397,601	368,884	0.76	0.69
資金調達勘定	177,955	187,744	18,457	15,269	0.01	0.00
うち預金積金	171,942	175,249	18,455	15,267	0.01	0.00
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	6,013	12,495	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度0百万円、2021年度0百万円)を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定に金銭の信託運用見合額はありません。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	43,456	△ 87,955	△ 44,498	15,021	△ 60,492	△ 45,470
うち貸出金	43,722	△ 48,868	△ 5,145	△ 3,895	△ 15,408	△ 19,304
うち預け金	12,683	△ 15,378	△ 2,695	7,905	△ 5,354	2,550
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 12,949	△ 23,708	△ 36,658	11,011	△ 39,728	△ 28,717
支払利息	803	△ 4,468	△ 3,665	288	△ 3,476	△ 3,188
うち預金積金	803	△ 4,468	△ 3,665	288	△ 3,476	△ 3,188
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による割合に含めております。

預貸率

(単位: %)

	2020年度	2021年度
期末預貸率	35.92	33.35
期中平均預貸率	34.33	33.56

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預証率

(単位: %)

	2020年度	2021年度
期末預証率	30.04	30.46
期中平均預証率	30.09	30.43

(注) 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預金業務

預金者別預金残高・構成比

(単位:百万円・%)

	2021年3月末		2022年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
個人預金	129,096	76.70	130,320	75.54
法人預金	28,208	16.76	28,375	16.45
金融機関預金	113	0.07	159	0.09
公金預金	10,894	6.47	13,663	7.92
合計	168,313	100.00	172,518	100.00

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

	2021年3月末	2022年3月末
定期預金	71,645	69,690
固定金利定期預金	71,614	69,663
変動金利定期預金	30	26
その他	—	—

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金

その他の預金の平均残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
流動性預金	93,550	98,413
うち有利息預金	74,582	78,974
定期性預金	77,693	76,098
うち固定金利定期預金	74,895	73,639
うち変動金利定期預金	30	30
その他	698	737
計	171,942	175,249
譲		

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

	2020年度		2021年度	
割引手形	227		172	
手形貸付	3,128		3,033	
証書貸付	53,191		53,143	
当座貸越	2,496		2,466	
合計	59,044		58,816	

会員・会員外別貸出金残高

	2021年3月末		2022年3月末	
会員貸出金		44,133		43,050
会員外貸出金		16,326		14,491
合計		60,459		57,541

貸出金業種別内訳

業種	2021年3月末			2022年3月末		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	71	1,858	3.1	64	1,672	2.9
農業、林業	20	273	0.5	23	359	0.6
漁業	8	52	0.1	10	68	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	239	5,730	9.5	232	5,652	9.8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	4	59	0.1	5	57	0.1
運輸業、郵便業	35	1,476	2.4	35	1,579	2.7
卸売業、小売業	140	2,798	4.6	137	2,633	4.6
金融業、保険業	9	772	1.3	7	565	1.0
不動産業	219	10,445	17.3	221	10,516	18.3
物品賃貸業	2	284	0.5	2	255	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	13	151	0.2	13	138	0.2
宿泊業	17	731	1.2	18	676	1.2
飲食業	96	1,198	2.0	93	876	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	52	1,087	1.8	52	1,122	1.9
教育、学習支援業	5	21	0.0	3	19	0.0
医療、福祉	42	3,049	5.0	43	2,910	5.1
その他のサービス	79	2,923	4.8	79	2,832	4.9
地方公共団体	8	12,146	20.1	8	10,590	18.4
個人	4,551	15,397	25.5	4,349	15,011	26.1
合計	5,610	60,459	100.0	5,394	57,541	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

	(単位：百万円、%)			
	2021年3月末		2022年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	27,844	46.05	27,280	47.41
運転資金	32,614	53.95	30,261	52.59
合計	60,459	100.00	57,541	100.00

貸出金の担保別内訳

	2021年3月末	2022年3月末
当金庫預金積金	713	609
有価証券	—	—
動産	126	123
不動産	14,558	14,652
その他	2	2
計	15,399	15,387
信用保証協会・信用保険	16,683	16,951
保証	8,072	7,442
信用	20,302	17,759
合計	60,459	57,541

債務保証見返の担保別内訳

	2021年3月末	2022年3月末
当金庫預金積金	15	15
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	235	95
その他	—	—
計	250	110
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	61	41
信用	—	—
合計	313	153

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

	2021年3月末	2022年3月末
貸出金	60,459	57,541
固定金利	48,679	44,500
変動金利	11,779	13,040

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

29ページをご覧下さい。

貸出金償却の額

	2020年度	2021年度
貸出金償却額	2	—

代理貸付残高の内訳

	2021年3月末	2022年3月末
信金中央金庫	61	49
日本政策金融公庫	169	205
住宅金融支援機構	1,242	1,047
福祉医療機構	28	21
中小企業基盤整備機構	—	—
商工組合中央金庫	—	—
合計	1,502	1,323

有価証券の種類別の平均残高
(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
国 債	45	1,363
地 方 債	35,802	34,623
短 期 社 債	—	—
社 債	8,492	10,031
株 式	9	9
外 国 証 券	6,489	5,355
その他の証券	907	1,956
合 計	51,748	53,340

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	32,542	33,020	478	26,092	26,362	270
	社 債	4,799	4,855	55	3,799	3,828	28
	そ の 他	2,700	2,727	27	500	505	5
	小 計	40,042	40,603	561	30,392	30,696	304
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	1,623	1,621	△ 2	3,674	3,644	△ 29
	社 債	2,202	2,178	△ 24	3,272	3,241	△ 30
	そ の 他	—	—	—	500	494	△ 5
	小 計	3,826	3,799	△ 26	7,446	7,380	△ 66
合 計		43,868	44,403	534	37,839	38,077	238

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいてあります。

2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 時価と貸借対照表計上額が同額の有価証券は、「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」に含めています。

その他有価証券

	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	2,350	2,331	18	1,128	1,121	6
	国 債	505	501	3	5	5	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,845	1,829	15	1,122	1,115	6
	そ の 他	3,557	3,270	286	3,136	2,880	256
小 計		5,908	5,602	305	4,265	4,001	263
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	503	504	△ 1	8,222	8,394	△ 171
	国 債	—	—	—	1,928	1,995	△ 67
	地 方 債	—	—	—	3,616	3,685	△ 68
	社 債	503	504	△ 1	2,678	2,713	△ 35
	そ の 他	279	300	△ 20	2,204	2,360	△ 155
小 計		782	804	△ 21	10,427	10,754	△ 326
合 計		6,691	6,407	283	14,692	14,755	△ 63

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいてあります。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

	1年以下		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合計
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	
国 債	1	4	4	1	500	—	—	1,928	—	—	505
地 方 債	4,399	6,699	25,188	19,693	4,577	5,234	—	1,756	—	—	34,165
社 債	106	128	1,131	1,571	7,309	8,372	802	801	—	—	9,350
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	9	9	9
外 国 証 券	1,700	—	200	200	1,518	1,789	—	—	1,905	2,026	5,323
その他の証券	2	—	289	550	—	567	—	263	921	953	1,213
合 計	51,748	53,340									2,334

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー誌資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則等に定められた開示項目は以下のページに記載しています。

I 信用金庫法施行規則第132条に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ. 事業の組織 13
- ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 13
- ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 22

2. 金庫の主要な事業の内容 10

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- イ. 直近の事業年度における事業の概況 9

ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

- (1) 経常収益 10
- (2) 経常利益又は経常損失 10
- (3) 当期純利益又は当期純損失 10
- (4) 出資総額及び出資総口数 10
- (5) 純資産額 10
- (6) 総資産額 10
- (7) 預金積金残高 10
- (8) 貸出金残高 10
- (9) 有価証券残高 10
- (10) 単体自己資本比率 10
- (11) 出資に対する配当金 10
- (12) 役員数 10
- (13) 職員数 10
- (14) 会員数 10

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況

● 主要な業務の状況を示す指標

- (1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く） 39
- (2) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 39
- (3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 39
- (4) 総資産経常利益率 39
- (5) 総資産当期純利益率 39
- (6) 受取利息及び支払利息の増減 40

● 預金に関する指標

- (1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 40
- (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 40

● 貸出金等に関する指標

- (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 41
- (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 42
- (3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 42
- (4) 使途別の貸出金残高 41
- (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 41
- (6) 預貸率の期末値及び期中平均値 40

● 有価証券に関する指標

- (1) 商品有価証券の種類別の平均残高 ※1
- (2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高 43
- (3) 有価証券の種類別の平均残高 43
- (4) 預証率の期末値及び期中平均値 40

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- イ.



発行／2022年7月 企画／伊達信用金庫 総務グループ
〈ホームページ〉 <https://www.shinkin.co.jp/dateshin/>
〈Facebook〉 <https://www.facebook.com/dateshinkin/>

